

- 15 熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。  
第9条第1項中「総合調整局長」を「総合政策局長」に改める。
- 別表第1 1 本庁の項中「政策調整課 政調」を「政策調整課 政調  
企画課 企  
」に改め、  
「危機管理室 危管」を削り、  
「市町村総室 市町村」を「市町村総室 市町村  
危機管理室 危管  
」に改め、  
「企画課 企」を削る。  
（熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部改正）
- 16 熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。  
本則中「企画振興部長」を「地域振興部長」に改める。  
（熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部改正）
- 17 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成12年熊本県訓令第16号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「総合調整局長」を「総合政策局長」に改める。  
第11条中「総合調整局」を「総合政策局」に改める。  
別表第1中「総務部次長」を「総合政策局次長 総務部次長」に、「企画振興部次長」を「地域振興部次長」に改める。  
別表第2中「総合調整局政策調整審議員」を「総合政策局政策調整審議員」に、「企画振興部政策調整審議員」を「地域振興部政策調整審議員」に改める。

### 熊本県訓令第23号

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県特定政策推進室設置規程を次のように定める。  
平成16年4月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県特定政策推進室設置規程

（設置）

第1条 特定の政策及び施策を推進するため、総合政策局政策調整課に特定政策推進室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

（1）知事が特に指定する政策及び施策の企画、調整及び推進に関すること。

（2）ユニバーサルデザインの理念に基づく施策の企画、調整及び推進に関すること。

（職員）

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第4条 室長は、総合政策局政策調整課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、政策調整課長が専決する。

2 前項の政策調整課長専決事項について、政策調整課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ政策調整課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第6条 室の庶務は、総合政策局政策調整課において行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月21日から施行する。

### 熊本県訓令第24号

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県行政評価室設置規程を次のように定める。